

国際出願促進交付金

令和3年度概算要求額 5.8億円（6.5億円）

事業の内容

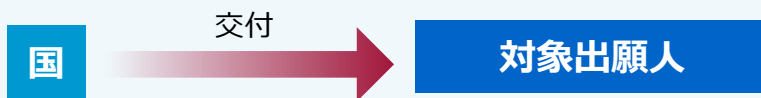
事業目的・概要

- 中小企業や大学等による国際出願を支援するため、特許協力条約（以下、PCT）の規定に基づく国際出願手数料等の一部について補助（交付金の交付）を行います。
- 対象者（日本語国際出願の出願人）
 - ① 中小企業者
 - ② 試験研究機関等（大学、TLO等）
 - ③ 中小・ベンチャー企業、小規模企業
 - ④ 福島復興再生特別措置法による認定重点推進計画に基づいて事業を行う中小企業者

成果目標

- 中小企業者、試験研究機関（大学・TLO等）、中小・ベンチャー企業等に対し、PCTの規定に基づく国際出願手数料等の一部について補助を行うことで、当該対象者が海外において知的財産権の戦略的な活用をしていくための契機となる、特許の国際出願を促進します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



国際出願手数料（1/2、2/3、3/4）
取扱手数料（1/2、2/3、3/4）

事業イメージ

- 一定の要件（従業員数要件、資本金額・出資総額要件等）を満たす中小企業等が、PCTに基づき国際出願の出願人として納付したWIPO国際事務局に対する手数料（国際出願手数料・取扱手数料）の一部に相当する額を交付します。
- PCTに基づく国際出願にかかる他の手数料を対象とした軽減措置と合わせ、中小企業等の国際出願における費用負担をトータルに支援します。
- 「不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年5月30日法律第33号）」に基づき、国際出願法等に新たな手数料減免制度を導入したことに伴い、本交付金制度も平成31年度から対象範囲を拡大して実施しています。

交付金の対象となる国際事務局に対する手数料

- 国際出願時の国際出願手数料（約16万円）
- 国際予備審査請求時の取扱手数料（約2万円）